

(趣旨)

第1条 この細則は、同志社大学学則第15条ただし書の規定に基づき、同志社大学法学部に3年間在学した者に卒業の認定を行うこと（以下「早期卒業」という。）に関し必要な事項を定める。

(早期卒業の要件)

第2条 早期卒業を希望し、その認定をうけることができる者は、次に掲げるすべての要件を満たしていなければならない。

- (1) 3年次終了時において、卒業に必要な所定の授業科目の単位をすべて修得していること。
ただし、入学前の大学等で取得した単位、単位互換、留学等により、他大学で取得した単位については、早期卒業要件科目として算入しない。
- (2) 前号の卒業に必要な修得単位数に対するGPAが3.0以上であること。
- (3) 本学大学院法学研究科または司法研究科の入学試験を受験し、合格した者。

(早期卒業希望登録、早期卒業候補者の決定および指導)

第3条 早期卒業を希望する者は、別に定める期日までに、早期卒業希望登録を行わなければならない。

2 早期卒業希望登録を行った者が、2年次終了時において、次に掲げる要件を満たす場合、当該登録を行った者を早期卒業候補者とする。

卒業に必要な所定の授業科目の修得単位数に算入可能な単位として80単位以上を修得し、かつ、当該修得単位数に対するGPAが2.8以上であること。

ただし、入学前の大学等で取得した単位、単位互換、留学等により、他大学で取得した単位については、早期卒業要件科目として算入しない。

3 本条第1項の登録を行おうとする者は、保証人の早期卒業同意書を法学部長に届け出なければならない。

4 本条第1項の登録を行った者は、登録後、所属演習の担当教員（演習を登録していない場合は、「所属演習の担当教員」を「教務主任」と読み替える。）に、学業の進捗状況を随時報告し、適切な履修指導を受けなければならない。

5 早期卒業候補者であって、第2条の早期卒業要件を満たす見込みの者は、本学大学院法学研究科または司法研究科の入学試験を受験しなければならない。

(早期卒業登録の対象者)

第4条 転入、編入、転学部、再入学、および入学後に休学をした者は、早期卒業の希望登録を認めない。

(早期卒業希望登録者の履修科目登録)

第5条 早期卒業希望登録者の第3年次における履修科目の登録制限単位数については、所定の登録制限単位数に係わず、学期最高登録単位数を36単位、年間最高登録単位数を50単位とする。

(早期卒業希望登録の取消し)

第6条 早期卒業希望登録の取消しは、原則として認めない。

(早期卒業の時期)

第7条 早期卒業の時期は、3年次の3月とする。

(細則の改廃)

第8条 この細則の改廃は、法学部教授会が行う。

附則（2008年1月23日）

この細則は、2008年4月1日から施行し、2007年度入学者から適用する。

附則（2014年3月7日）

この細則は、2014年4月1日から施行し、2012年度入学者から適用する。